

議 事 日 程 （第 3 号）

平成23年 3 月10日（木曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例について
 - 日程第 3 議案第16号 東白川村議会の議員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する
条例について
 - 日程第 4 議案第17号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
 - 日程第 5 議案第18号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について
 - 日程第 6 議案第19号 東白川村常勤の特別職職員の平成23年度における期末手当の割合の特例に
関する条例について
 - 日程第 7 議案第20号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条
例について
 - 日程第 8 議案第21号 東白川村教育長の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例
について
 - 日程第 9 議案第22号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第23号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第24号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につい
て
 - 日程第12 議案第25号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
 - 日程第13 議案第26号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第14 議案第27号 平成23年度東白川村一般会計予算
 - 日程第15 議案第28号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計予算
 - 日程第16 議案第29号 平成23年度東白川村介護保険特別会計予算
 - 日程第17 議案第30号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計予算
 - 日程第18 議案第31号 平成23年度東白川村下水道特別会計予算
 - 日程第19 議案第32号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計予算
 - 日程第20 議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第21 議案第34号 議案第 3 号東白川村公の施設の指定管理者の指定同意に対する修正案
 - 日程第22 発議第 1 号 T P P（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加に慎重な対応を求める
意見書について
 - 日程第23 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
-

出席議員（７名）

1 番 村 雲 辰 善
3 番 樋 口 春 市
5 番 今 井 保 都
7 番 安 江 祐 策

2 番 桂 川 一 喜
4 番 服 田 順 次
6 番 安 倍 徹

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参事兼総務課長 兼議会事務局長	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
村 民 課 長	小 池 毅	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 弘 企
監 査 委 員	安 江 正 彦	課 長 補 佐 兼 行 政 係 長	安 江 良 浩
課 長 補 佐 兼 企 画 財 政 係 長	安 江 誠	情 報 通 信 係 長	今 井 明 徳
農 務 係 長	安 江 修 治	林 務 商 工 係 長	今 井 稔
地 域 振 興 係 長	桂 川 憲 生	建 設 係 長	樋 口 章 久

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 河 田 孝

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、6 番 安倍徹君、7 番 安江祐策君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、8 日に引き続き新年度予算の全協質疑を行っていただきます。

午前 9 時 36 分 休憩

午後 1 時 01 分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第 15 号から議案第 33 号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

上程中の日程第 2、議案第 15 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例についてから日程第 20、議案第 33 号 平成 23 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの 19 件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 桂川一喜君。

○2 番（桂川一喜君）

議案第 15 号の東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例を策定するに当たって、村の方の意思確認のための質問をさせていただきたいと思います。

条例案の第 2 条において、臨時職員の項の、何に基づいてという、二つの法律に基づいて条例を制定するということで、前半の地方公務員法においては、実は国の方では 6 ヶ月を限度とするという勤務条件になっております。ただし、地方公務員の育児休業等におきましては、1 ヶ年を限度として職員を採用するということになっています。こちらで調べましたところ、実はこの法律の期間の違いには、通常の臨時職員は臨時職員をどれだけ雇うかというだけのことの 6 ヶ月という意味になっておりますし、地方公務員の育児休業法にのっとった場合は、元来の常勤職員が育児休業によ

って休みを取るときに、安心して最大1ヵ年休んでいいよという、その言質のために、臨時職員も1ヵ年雇っておくから、途中で職場に復帰することのないよう、1年間安心して休めるという目的のために、臨時職員の最大雇用年数が半年ではなくて1年間と定められておることが書かれております。それに対しまして、第4条の、実際にこの村の臨時雇用における期間が、両方とも統一されて6ヵ月ということで制定されておりますので、あえて1ヵ年と6ヵ月が二つに分かれた法律をもとにしてつくった条例が、当村の条例におきましては6ヵ月に統一されているところは、十分育児休業に関する常勤職員の女性の身分を保障するという意味合いが織り込まれている上での結果であるかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

ただいまの質問にお答えをします。

議員おっしゃるとおり、第2条で地方公務員法第22条と、それから地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいてということで書いてございまして、その地方公務員の育児休業等に関する法律については、3歳に達する日まで育児休業することができるという前段でうたっております。その中で第6条第2項については、二つの雇用の仕方があって、任期を定めて穴埋めをするという雇用の仕方と、臨時雇用で両方でどちらかでやりなさいよと、そういう規則になっております。その臨時雇用による場合は、第2号に定める理由となっておりますが、期限を超えて行うことができないということで、1年がここで出てまいります。私どもの条例第4条の方は「6箇月以内とし」と書いてございますが、特に必要があると認めるときは6ヵ月を超えない期間で更新することができるとして、1年は雇用ができるということでございますし、当然3歳になるまでには1年以上の職員の休業が保障されておるわけでございますので、いわば穴埋めの雇用する場合は、その職員が安心して育児に専念できる環境をつくるのが法律の趣旨でございますので、例えば同じ人でずっと雇用できなくても、次の人を雇用して安心して休んでいただける状況をつくる、この趣旨にのっとり行うものでございますので、そういう回答をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

今期、村長の最重要課題として掲げておられます人口対策に向け、また出会いの場構築事業、定住促進事業、日本で最も美しい村連合加盟を今後より一層進められるためにも、最初の年度としての強い決意をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

日本で最も美しい村に入会をする、手を挙げたということについては、この村が今後そういうことによって、それで全部が完成するわけではありませんが、そういうことも一つの条件として、みんなが一致協力して、文化的にも、そしてまた物質的な森林の涵養とか、村民の生活が少しでも向上するように持続可能な東白川村を築いていきたい。将来に対して、文化的にもそういうものを残していく、そういう決意のあらわれとして、ここに日本で最も美しい村連合に入会をし、官民協働でみんなでやっていきたい、そういう気持ちでこれに参加をし、また予算書の中でもそのように述べておるところでございます。

特にこの人口問題については、昨年の国勢調査では2500人余という非常に少ない人数となっておりましたし、今後もこれがふえていくというような、なかなか施策が出てまいりません。日本全体、特に中山間地においては減る一方であるということもございますので、何か価値観の違いが出てくる以外は、我々の村がまだ少なくなる可能性もあるわけでございますので、できるだけ人口は足踏み状態にとどめていきたい、そんな思いで頑張っていくつもりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

先ほど全協でお聞きすることはできませんでしたので、一つお聞きをしておきます。

緊急時の初期手当てということで、昨年、高規格救急車両の配備がされたということで、救急救命士の常駐というのがめどが立ったのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思いますが、その点で常駐ができたということになれば、この負担金についても変わりがないのか、お聞きをしたいと思っています。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

救急救命士が東白川村に常駐するということは、まだ決まっておりません。まだ消防署そのものが今教育中であるというお話でございます。これは、救急車が入ったときのお話でございます。その後どれだけ進んだか、まだ伺っておりませんが、教育が終われば東白川へも配備をするということでございます。それから、それによって消防に対する負担金がふえるということとはございません。どこに何ができて全体で半分落ちていくものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

6 番 安倍徹君。

○6 番（安倍 徹君）

第三セクターの関連について質問をいたします。

第三セクターそのものは、いろんな施策を行う上において、村が直接事業に携わることが非常に困難な場合に、その手段として起こされる、法律に基づくものでございます。

第三セクターが東白川にはいろいろありますが、その中で今回出てきておるものは、いわゆる新世紀工房に関するものでございます。その予算の中で、過去に反省をしなければならない部分がございます、今の新世紀とは違いますけれども、似たようなことでレトルト食品を加工・開発したことがございます。これは日の目を見ないで終わって、その機械は倉庫に眠っていると思います。そういうものの開発とかに予算を投じまして、例えばペットボトルもそうなんですが、これも我々議会側に責任があるわけですが、その当時の状況のみに判断をいたしまして、検証がちょっと甘かった結果と申し上げれば、いわゆる市場リサーチの問題だと思えますけれども、この辺のところが甘かったということで、予算を有効に利用することができずに来た事例がございます。

今回は、総予算4,500万の借入れをそのセクターだけで起こし、新しいものを取り組んでおられます。これは、農業あるいは雇用に関するものを振興するという目的で事は起こされておりますが、検討は当然、当事者のみの検討に終わっておることは事実であろうと思います。市場リサーチ、あるいはそのことに関する検証も、説明は受けましたが、確たるものがつかめているわけではないと思っております。この事業は、成功するにこしたことはございませんけれども、投資額が表向き4,500万、それに付随する予算600万、あるいは700万という金も投じられます。大きな投資をし、これをこの場合は完全にペイをするものでないとうぐあいが悪いわけでございます、将来に禍根を残すようなことがあると、予算がだんだん縮小される中、必ず村政に影響を及ぼすものであるという観点から、村が55%の株主であるという建前から、その検証・指導、それから今後の運営についての監視といいますか、お手伝いといいますか、その辺の目安をしっかりと立てた方策をしていく必要があると思いますが、村長はどのようにお考えかお聞きをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員御指摘のように、過去には失敗した例もございます、現在はそのような機械は償却をされてあそこにはないものと思っておりますが、ふるさと企画が倉庫として使っております。しかし、そういう事実があったことは事実でございます、市場を見る目が甘かったというか、どのような理由が原因なのか、私も確たるものは持っておりませんが、失敗をしたということは私も存じ上げております。そしてまた、今回新世紀工房が新しい事業を始めるに当たり、借入れをし、そしてまた村は、期限を切ってではございますが利子補給するということでございますので、これは当然成功をしていただかんと困るわけでございますので、検証をしてまいる所存でございますし、またそれぞれの年次において議員の皆様方にも報告を申し上げ、これでいいのかということは検証をし

ていただきながら、今後しっかりと村の基幹産業となるように、そしてまた農業にも資するように、私も役員でございますので、しっかり指示をしていきたいと思っておりますので、またその都度御指導いただきますようお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 村雲辰善君。

○1 番（村雲辰善君）

官民協働の村づくり体制構築事業についてお伺いをいたします。

この事業は、人口対策の一環として本年度の大変重要な事業の一つと考えますが、この事業の趣旨と事業の概要について御説明をいただきたいと思っております。加えて、その目的と、期待する成果物はどのようなものと考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（服田順次君）

村長。

○村長（安江眞一君）

詳しい事業の内容は係長がお答えいたしますが、先ほど申し上げましたように、持続可能な村づくりということで、この役場だけで何かをやるとかということのはたやすいわけですが、限られております。昨年度あたりから、地域の皆さんと役場と一緒にやるという事業が幾つかございました。今後はこれをだんだんふやしながら、役場だけではできないこと、そしてまた住民だけではできないことを、お互いに理解し合いながらやっていくということを進めていきたいというものでございまして、今まではその都度、多少の予算を補正したりいろいろしてやってきたこともございましたが、今回からはある程度当初予算にも、ことしはあまり大きくはないわけですが、盛り込みながらやっていきたい、こんなふうに思っております。

○議長（服田順次君）

企画財政係長。

○課長補佐兼企画財政係長（安江 誠君）

まず目的、趣旨でございますが、これまでのさまざまな仕組みの検討というのは、現在の問題点を解決すると目標が達成するというアプローチの仕方で行ってまいりました。これは、目先の課題を解決しながら進む、安全な筋道のゴールへ向かっていく手法ですが、この方法では、課題ありきや目先の採算性確保、現実性の重視といった短期的な発想の中でのゴール設定になる場合があります。それにかわりまして、今回はまず将来のあるべき姿を描きまして、これを実現してその道筋を描くといった未来志向型の手法ということで、官民協働の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。3年間という時間をかけて、住民の皆さんとのコンセンサスを得ながら、東白川村独自の仕組みづくりを目指したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を求めます。

〔挙手する者あり〕

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

それでは、私は、平成23年度の東白川村一般会計及び六つの特別会計、並びに予算関連所議案に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、国の新年度予算関連法案が年度末までに成立することを強く要望いたします。政府予算案は92兆4,116億円で、当初予算として過去最大規模となっております。一般歳出は、高齢化による社会保障関係費が増となり、公共事業関係費が大幅減となっております。中山間地域にとりましては、まだまだ公共事業で整備を必要とするところがあり、コンクリートも人も不足しているので、今後も要望していくことが必要だと存じます。県においては、構造的な財源不足で厳しい予算となっており、村運営に少なからず影響を及ぼすことと思います。

さて、村の23年度予算案は、去年の国勢調査で村の人口が2,515人となり、目標に掲げた人口減少に歯どめをかけるため、また生活に直結する事業の充実を達成するため、積極的な予算になっています。そして、今村ができることを最大限予算に生かしてあります。官民協働による村づくり構築事業、住宅建設の助成制度の拡充、雇用促進と所得向上につなげる新事業への支援、スクールバス3台更新、保育料を県下最低水準に、子宮頸がん等の無料接種、診療所のCTスキャン装置の更新、そして村の自然の生態系と伝統文化を守り、日本で最も美しい村連合に加入することは東白川村民の誇りになると存じます。また、何よりも定住人口増加対策や、日本で最も美しい村関連事業等に職員を設置することは、村長のこの事業にかける意気込みが感じられます。

東白川村が抱えている問題は、近隣自治体も同じだと思います。行政区域を越えた連携が急速に進む中、村として定住自立圏協議を初め、積極的な対応が求められております。今後も村長のリーダーシップを期待いたします。

病院から機能転換してから4年目となる診療所は、地域の医療センターとして、今後も村民とのつながりを第一に考え、より一層の改革を望みます。

職員の4名の退職、一方で職員の増員と、人事管理上の適正な運営は、雇用が厳しい状況の中では村の活性化になると思います。

最後に、第4次総合計画後期基本計画、平成23年度から平成26年度まで、この計画が絵にかいた

もちで終わらないよう、職員の皆様が一丸となって官民協働で行政運営を行っていただくことを期待して、賛成討論といたします。

○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例についてから日程第20、議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの19件について一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例についてから日程第20、議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの19件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例についてから日程第20、議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの19件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江 浩君）

日程第21、議案第34号 議案第3号東白川村公の施設の指定管理者の指定同意に対する修正案を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

議案第34号 議案第3号東白川村公の施設の指定管理者の指定同意に対する修正案。平成23年3月4日付で第1回東白川村議会定例会に提出した議案を次のように訂正したいので、東白川村議会会議規則第19条第1項の規定により、提出します。平成23年3月10日提出、東白川村村長。

別表、茶の里野菜村の項名称の欄中「（有）新世紀工房」を「てんとうむしガーデン組合」に改め、同項所在地の欄中「東白川村越原1069番地」を「東白川村越原1049番地1」に改める。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 議案第3号東白川村公の施設の指定管理者の指定同意に対する修正案を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり修正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 議案第3号東白川村公の施設の指定管理者の指定同意に対する修正案は承認されました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第22、発議第1号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加に慎重な対応を求める意見書についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

発議第1号 TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加に慎重な対応を求める意見書について、右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をする。平成23年3月10日提出。提出者、樋口春市、賛成者、村雲辰善、賛成者、桂川一喜。東白川村議会議長 服田順次様。

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加に慎重な対応を求める意見書。

政府は、米国やオーストラリアなどが参加を表明しているTPPについて、情報収集を進めながら関係国との協議を開始する方針を示している。

経済産業省は、TPP参加の場合、日本から海外への輸出総額が約8兆円程度増加すると試算しており、日本経団連など経済3団体は、自由経済体制の堅持が世界経済の発展につながるとのTPPの趣旨を踏まえ、早期に交渉への参加を求める決議を行っている。しかし、TPPは、原則例外品目を認めない完全な関税撤廃を目標としており、これに参加をすれば米を含む農産物輸入の完全自由化への流れが加速することになり、農業団体を初めとする農業関係者から強い反対の声が上がっている。農林水産省の試算によると、国内農産物が価格の安い外国産に置きかわることによる農産物の生産減少額は約4兆1,000億円、食料自給率は40%から約14%に下落、多面的機能の喪失額は約3兆7,000億円、就業機会の減少数は約340万人など、その影響は甚大であり、本村の基幹産業である農業は、耕作放棄地の増加や高齢化等により極めて厳しい現状にある中で、壊滅的な打撃を

受けることが危惧される。

よって、国においては、国内の環境整備と農業対策を早急に進めるとともに、関係国との協議及びＴＰＰへの参加を検討するに当たっては慎重に対応し、拙速な参加を避け、左記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- １．我が国の食料安全保障の観点から、着実に自給率を向上させる対策を講ずること。
- ２．ＴＰＰへの参加を検討するに当たっては、国民生活に及ぼす影響についての詳細な情報を提供し、十分に国民的議論を尽くし、拙速な参加の判断を行わないこと。
- ３．国内農産物の安全性や高い品質を活用し、輸出の促進が進むような国際競争力強化対策を講じること。
- ４．国内農業への対策を十分に講じ、地域における農林水産業の持つ多面的機能が失われることのないよう、適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年3月10日、東白川村議会議長 服田順次。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、国家戦略担当大臣あて。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加に慎重な対応を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）交渉参加に慎重な対応を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第23、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

○議会運営委員長（安倍 徹君）

閉会中の議会運営委員会の継続調査について、申出書を朗読いたします。

平成23年3月10日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 安倍徹。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取り扱いについて。5. 議長の諮問事項に関する調査について。6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長から申し出のあった事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のありました閉会中における継続調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

平成23年第1回定例会を閉会します。

村長。

○村長（安江眞一君）

一言お礼を申し上げます。

4日から開会されました第1回の定例議会、非常に活発な議論の上、それぞれの予算をお認めいただきました。皆様方の御指導のように、今後とも村民が楽しく暮らせるような村にできるように、一生懸命職員一同頑張っておりますので、どうか今後とも事あるごとに御指導いただきますことを心から御祈念を申し上げて、お礼のごあいさつとさせていただきます。大変御苦勞さまでございました。

○議長（服田順次君）

これで本日の会議を閉じます。

午後 1 時36分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員